企画競争説明書

業務名称: ケニア国漁業水産振興アドバイザー業務

案件番号: 19a00631

【内容構成】

第1 企画競争の手続き

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

第3 特記仕様書案

第4 業務実施上の条件

2019年11月6日 独立行政法人国際協力機構 調達部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年11月6日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3 競争に付する事項
- (1) 業務名称:ケニア国漁業水産振興アドバイザー業務
- (2) 業務内容:「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型:
 - ()成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款 すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - すべての費用について消費税を課税することを想定しています。 (〇)業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
- (4) 契約履行期間(予定):2020年1月中旬 ~ 2021年3月上旬

4 窓口

〒 102−8012

東京都千代田区二番町 5 - 2 5 二番町センタービル 独立行政法人 国際協力機構 調達部 契約第一課 佐藤 Sato. Kazuaki@jica. go. jp 注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者 具体的には、以下のとおり取扱います。
 - ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1)全省庁統一資格令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。 *特定の排除者はありません。*

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限: 2019年11月13日 12時
- (2)提出先・場所:上記4. 窓口
 - 注1)原則、電子メールによる送付としてください。
 - 注2)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして います。
- (3)回答方法:2019年11月18日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

7 プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:2019年11月22日 12時
- (2)提出方法:郵送又は持参
 - 注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
 - 注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3)提出先・場所:上記4.窓口
- (4) 提出書類:プロポーザル 正1部 写 5部

見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
 - c)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨=1.050790円
 - b) US\$ 1 = 107. 990000 円
 - c) EUR 1 =118.169000円
 - 5) その他留意事項

なし。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、**別紙の「プロポーザル評価配点表」**に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」及び別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html)

(1)評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務 従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家(評価対象者2名)の配置を想定。専門家チームの組み合わせについては提案すること。

a) 業務主任者/調查·計画立案指導(3号)

- b) パイロット活動指導(3号)
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

本業務量の目途は8.00M/M(国内0.50M/M、現地7.50M/M)とする。目安と異なる提案を行う場合はその理由をプロポーザルに明記すること。

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との 差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式:

(当該者の見積価格-最低見積価格)/最低見積価格×100(%)

- 取143元7月11117日 C V) 左 (70) 1〜112 し / 二11117日 だ	晒格との差(%)に応じ∶	≥価格点
---	--------------	------

最低価格との差(%)	価格点
3 %未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1. 25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0 点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1)競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が 2.5%以内) である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6)上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、<u>2019年12月6日(金)</u>までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。 なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- (1)コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- 4)若手育成加点 *
- ⑤価格点*
 - * 4、5は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構 の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
 - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、 プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜 ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力へ の対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに 準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は 便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若し くは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを 不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係 を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれ に相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達監理を含む。) コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- ()本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。
 - 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。) コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。
 - 本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
 - 2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。
- ()本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその関連会社/系列会社(親会社/子会社等を含む。)は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務(審査、評価を含む。)及び材の調達から排除されます。
- ()本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約 管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定め られている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達):

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」 (URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験
 - 注)類似業務:
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
 - 3)作業計画
 - 4)要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
 - 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者の配置)の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者に かかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- a)業務主任者/調查·計画立案指導
- b)パイロット活動指導

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び 語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/調査・計画立案指導)】

- a) 類似業務経験の分野:沿岸漁業管理及び生活向上のパイロット活動
- b) 対象国又は同類似地域:ケニア又は全途上国
- c) 語学能力: 英語
- d)業務主任者等としての経験

【業務従事者:担当分野 パイロット活動指導】

- a) 類似業務経験の分野:沿岸漁業管理及び生活向上のパイロット活動
- b) 対象国又は同類似地域:ケニア又は全途上国
- c) 語学能力: 英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業 体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認 めません。
- 注2)複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙:プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配	点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(1	4)	
(1)類似業務の経験	1 0		
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4		
2. 業務の実施方針等	(2	8)	
(1)業務実施の基本方針の的確性	1	2	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	1 2		
(3)要員計画等の妥当性	4	1	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)			
3. 業務従事予定者の経験・能力	(5	8)	
	(3	(36)	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グル―プの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ	
① 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/調査・計画立案指	(36)	()	
<u>導</u> アン 新加米数の奴除		, ,	
ア)類似業務の経験	17		
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	3		
ウ)語学力	6		
エ)業務主任者等としての経験	6		
オ)その他学位、資格等	()	()	
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇計画</u> ア)類似業務の経験	()	()	
イ)対象国又は同類似地域での業務経験			
ウ)語学力			
エ)業務主任者等としての経験			
オ)その他学位、資格等			
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	_	()	
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	_	, ,	
イ)業務管理体制	_		
(2)業務従事者の経験・能力:パイロット活動指導	(2	2)	
ア)類似業務の経験	1	2	
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	;	3	
ウ)語学力	4	1	
エ)その他学位、資格等	3		
(3)業務従事者の経験・能力:	()		
ア)類似業務の経験			
イ)対象国又は同類似地域での業務経験			
ウ)語学カ			

第3 特記仕様書案

1. 案件の背景

ケニア政府は、ケニアビジョン2030の第三期中期計画 (MTPⅢ) において、ブルーエコノミーを主要政策の一つとして掲げ、海洋セクター (海運・海事、港湾インフラ、観光、環境保全) 及び水産の振興を重要な課題として位置付けている。

中でもケニアの水産セクターは、外貨収入、雇用創出、食料安全保障を通じて国民経済に貢献し、漁業、漁船建造、漁業施設運営、水産物加工・流通などの雇用者数はケニアの人口4,850万人の内200万人に及ぶが、同セクターのGDPシェアは0.5%に留まっている。

JICAは2018年に「ケニア国ブルーエコノミーにかかる情報収集・確認調査」を実施し、ケニア政府の開発方針、現況・課題に対する情報を収集・分析した。その結果、内水面に対し、沿岸域の開発が遅れており、沿岸の水産資源が十分利用されていない状況が確認された。2019年TICAD7横浜行動計画では、経済の多角化・産業化、競争力の促進の重点分野の中で、アフリカのブルーエコノミーの発展を支援することが明記されており、日本として持続可能な水産資源利用強化を図ることをコミットしている。

また、沿岸漁業は、同政府が進めているブルーエコノミー開発の中心的課題であり、付加価値の増大など水産業の高度化が求められている。

しかしながら、沿岸漁業開発に関するケニア政府・関係機関の経験や能力は十分とはいえず、 専門家による沿岸漁業振興のための人的資源の能力強化が急務となっている。

上記により農業・畜産・水産省は日本政府に対し、ブルーエコノミー開発に関する海洋水産振興アドバイザーを要請した。

2. 案件の概要

(1) 案件の目的

ケニアの沿岸漁業に適したブルーエコノミー開発のためのパイロット活動を実施することにより、同国のブルーエコノミー開発の中心的課題に位置付けられる沿岸漁業振興に貢献するとともに、同国の沿岸漁業振興を担うケニア政府・関係機関の政策立案実施能力を強化する。

(2) 期待される成果

本業務には先方政府の要請に基づいて以下の成果を設定している。

成果1:ケニア沿岸のブルーエコノミー開発における沿岸漁業振興の具体的な課題が特定される。

成果2:成果1の課題に対し雇用創出や産業振興に裏付けされた持続的な沿岸漁業振興に向けたパイロット活動が計画される。

成果3:成果1の課題に対しパイロット活動の実施を通し、雇用創出や産業振興に裏付けされ た持続的な沿岸漁業振興につながる知見が得られる。

成果4:パイロット活動の実施を通し、ブルーエコノミー開発におけるC/P機関の職員とステークホルダーの人的資源の能力が強化される。

(3) 活動の概要

【成果1に関する活動】

- 活動1-1、カウンターパート (C/P) 機関と共にパイロット活動候補地の沿岸漁業の基礎調査 を実施する。沿岸漁業に関する調査内容は、漁業者・組織、漁船、漁具・漁法、漁 獲物、水揚施設、加工流通等を想定。
- 活動1-2、C/P機関と共にパイロット活動候補地のケニア政府の漁業管理に係る現状調査を実施する。漁業管理に関する調査内容は、漁民・漁船登録、漁業法・漁業規則、海洋保護区MMA等を想定。
- 活動1-3、C/P機関と共にケニア政府とドナーが実施しているブルーエコノミーに関する沿岸 漁業振興事業やプロジェクト等の事業について現状調査を実施する。
- 活動1-4、C/P機関と共にブルーエコノミーに関する沿岸漁業振興の具体的な課題を整理する。
- 活動1-5、C/P機関と共にブルーエコノミーに関する沿岸漁業振興の課題に対するアプローチを提示する。

活動1-6、C/P機関と共に、活動1-1から1-5の基礎調査、他ドナーの協力内容、課題と実証 可能なアプローチについて報告書にまとめる。

【成果2に関する活動】

- 活動2-1、ステークホルダー会議を開催し、活動1-1~1-6の調査で明らかになった課題に対し、実証可能な目標とアプローチを共有し、優先課題を決定する。
- 活動2-2、ステークホルダー会議で設定した優先課題に対し、対象コミュニティーがどのア プローチを取るか決定し、実証可能なパイロット活動を計画する。
- 活動2-3、パイロット活動の実施コミュニティーの同意を確認し、対象地域とパイロット活動を選定する。

【成果3に関する活動】

- 活動3-1、選定されたX漁村において、C/P機関と共にパイロット活動Iを支援する。
- 活動3-2、選定されたY漁村において、G/P機関と共にパイロット活動IIを支援する。
- 活動3-3、C/P機関と共にパイロット活動の報告書を作成する。

【成果4に関する活動】

- 活動4-1、活動1-1~1-6、活動2-1~2-3及び活動3-1~3-3を通しC/P機関職員と対象コミュニティーのステークホルダーに対しOn the Job Training(OJT)を実施する。
- 活動4-2、C/P機関と共に、パイロット活動から得られた、雇用創出や産業振興に裏付けされた持続的な沿岸漁業振興にかかる知見をまとめる。
- 活動4-3、活動1-1~1-6、活動2-1~2-3及び活動3-1~3-3の実施において、C/P機関職員らに対して、ブルーエコノミーに関する持続的な沿岸漁業振興に関係する政策アドバイスを行う。
- 活動4-4、終了時ステークホルダー会議を開催し、パイロット活動から得られた雇用創出や 産業振興に裏付けされた持続的な沿岸漁業振興にかかる知見を共有する。

【その他の活動】

本アドバイザーはJICAアフリカ支援との相乗効果を補完することを目的とし、以下の活動に対してJICA及び関係機関に対して必要に応じて助言を行う。

- ・JICAが実施する技術協力、第三国研修、課題別研修等にかかる活動。
 - (4) 対象地域

ケニア国 モンバサを中心としたタナ・リバー郡、キリフィ郡、モンバサ郡、タワレ郡の沿岸。

(5) 相手国関係者

C/P機関

- ▶ 農業・畜産・水産省、水産・ブルーエコノミー総局 The State Department of Fisheries and Blue Economy, Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries
- その他関係機関
- モンバサケニア漁業サービス Kenya Fisheries Service (KFS)Mombasa
- ▶ ケニア海洋漁業研究所 Kenya Marine and Fisheries Research Institute (KMFRI) HQ- Mombasa
- ケニア野生動物公社 Kenya Wildlife Service (KWS)
- ▶ 郡水産局 Beach Management Unit (BMU)
- シモニ海洋養殖研究所 Marine Culture Research Center-Shimoni
- バンダリカレッジ Bandari College
- ➤ ケニア港湾局 Kenya Port Authority
- (6) 本業務に関連する我が国の主な援助活動
 - ・なし

3. 業務の目的

ケニア国に対し、ブルーエコノミー開発のため、雇用創出や産業振興に裏打ちされた持続的な沿岸漁業振興にかかるC/P機関の職員やステークホルダーの人的資源の能力を強化する。そのため、C/Pと共に具体的な課題を調査してアプローチを特定し、対象漁村コミュニティーにおけるパイロット活動の支援を行う。

4. 業務の範囲

「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を実施し、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成する。

5. 実施方針及び留意事項

- (1) 業務実施方法
- 1) 業務実施及び契約期間
 - 本業務の実施期間は、契約開始後約15カ月間とする。
 - ・ 本業務の実施に際しては、活動継続性を確保し、以下3)に示すとおり現地事情や活動状況 に合わせた柔軟な対応が求められるため、期分けは行わない。
 - ・ 受注者は、対象国の状況や課題を随時確認・分析し、業務進捗状況をモニタリングの上、必要に応じワークプラン(英文)の修正を検討、JICAに提案する。
- 2) C/P 機関及びパイロット活動の実施機関
 - ・ 現時点で「<u>農業・畜産・水産省、</u>水産・ブルーエコノミー総局 The State Department of Fisheries and Blue Economy, <u>Ministry of Agriculture</u>, <u>Livestock and Fisheries</u>」が C/P 機関及び主要な実施機関であるが、ケニア側の投入の人・予算等が十分でなく、必ずしも専門家と十分な共同作業ができるとは限らない。活動 1-1 の基礎調査を通し先方の実施体制を見極めることとする。
- 3) 専門家チーム派遣
 - ・ 本業務は、業務従事者のうち「業務主任者/調査・計画立案指導」を核として実施するが、 本件で対処すべき課題に対応するべく複数の短期専門家を組合せたチーム派遣の形態をと ることとする。専門家チームの構成について提案すること。
 - ・ 専門家チームの業務主任者が複数の短期専門家派遣に係る計画・実施・結果を取纏め JICA への連絡・報告及び協議を行うこととする。
- 4) 進捗確認・情報共有
 - 活動の計画・進捗・結果等については、適切な時期に共有・協議することとする。
 - 各専門家の出発・帰国の際には進捗確認打合せを行うこととする。
 - ・ 各専門家の渡航に際しては、ワークプラン(英文)及び業務従事月報、帰国報告の書面による提出を行うこととする。
- 5) C/P への OJT の実施
 - ・ 活動 4-1 C/P 機関の職員とステークホルダーの OJT は、C/P らが専門家と共に以下の活動 1-1~1-6、活動 2-1~2-3 及び活動 3-1~3-3 を OJT として実施することで彼らの能力開発に資するため、C/P 機関と共に現地活動を実施することが望まれる。
- (2) ジェンダー配慮

本案件では、ジェンダーの視点についても十分配慮して女性を対象とした活動を検討するとともに、例えば魚売り(ベンダー)らの職が失われるなど負のインパクトなど支援の結果が強者と弱者の格差を助長することにつながらないよう留意する。

(3) 環境社会配慮の重視

パイロット活動が、協力期間中のみならず終了後にも環境・社会に悪影響を与えない内容と するよう留意する。

6. 業務の内容

受注者は、各契約期間における活動に際し、以下の点に留意して業務を実施すること。

- (1) 第一回現地派遣期間:2020年2月~2020年3月
- 1) 活動 1-1~1-6 を実施する。
- 2) ワークプラン(英文)を策定し、JICA ケニア事務所及び先方政府あて説明する。
- 3) 状況に合わせてワークプラン(英文)を適宜更新する。
- 4) 業務従事月報を作成し、JICA 農村開発部及び JICA ケニア事務所に説明・報告する。
- 5) 2019 年より世銀の沿岸のブルーエコノミー開発に対しプロジェクト「Kenya Marine Fisheries and Socio-Economic Development Project (KEMFSED)」が実施中である。要請書に基づき、本案件は KEMFSED と連携を進める。活動 1 の事前調査を通しどの様な連携が可能かを見極め、農村開発部と JICA ケニア事務所に相談し、判断すること。

- (2) 第二回現地派遣期間: 2020 年 6 月~2020 年 7 月
- 1) 活動 2-1~2-3 及び活動 3-1~3-3 を実施する。対象となる 2 つの漁村コミュニティーで各パイロット活動を想定するが、C/P 機関、JICA ケニア事務所及び JICA 農村開発部と相談し、実施環境に合わせて決定する。
- 2) ステークホルダーを集めキックオフセミナー(仮名称)を開催する。別途派遣予定の個別専門家の派遣に合わせるため、JICA 農村開発部及び JICA ケニア事務所と調整する。
- 3) 移転が可能な技術はマニュアル等の媒体にまとめる。これらは技術協力成果品等として JICA 農村開発部及び先方政府に説明・提出する。
- 4) 状況に合わせてワークプラン(英文)を適宜更新する。
- 5) 業務従事月報を作成し、JICA農村開発部及びJICAケニア事務所に説明・報告する。
- (3) 第三回現地派遣期間: 2020 年 10 月~2020 年 11 月
- 1) 活動 2-1~2-3 及び活動 3-1~3-3 を実施する。
- 2) (2) 第二回現地派遣期間の3) から5) に準じる。
- (4) 第四回現地派遣期間:2021年1月~2021年2月
- 1) 活動2で実施している2つの漁村コミュニティーにおけるパイロット活動の支援を継続する とともに、得られた知見をまとめる(優良事例集やガイドラインやハンドブックを想定)。
- 2) ステークホルダーを集めラップアップセミナー(仮名称)を開催する。別途派遣予定の個別専門家の派遣に合わせるため、JICA 農村開発部及び JICA ケニア事務所と調整する。
- 3) 状況に合わせてワークプラン(英文)を適宜更新する。
- 4) 業務従事月報を JICA 農村開発部及び JICA ケニア事務所に提出し、報告する。
- 5) 専門家業務完了報告書(和文・英文)を JICA 農村開発部及び JICA ケニア事務所、並びに先 方政府に提出し、報告する。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

	レポート名	提出時期	部数
1	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	第一回派遣期間から約1カ月 後	和文: 3部
2	ワークプラン	第一回派遣期間から約1カ月 後	英文: 3部
3	基礎調査報告書	第一回派遣期間終了時	和文: 3部 英文:15部 CD-R: 3枚
4	専門家業務完了報告書	第四回派遣期間終了時	和文: 3部 英文:15部 CD-R: 3枚

専門家業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。

(2) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

(3) 技術協力成果品等

C/Pと共に作成する以下の資料を作成後速やかに提出する。これらについては、当国内で広く配布するため、現地にてC/Pとも協議の上、必要部数を製本する。

- ア)技術指導マニュアル(英文)
- イ)キックオフセミナー実施報告書(英文)

- ウ) ラップアップセミナー実施報告書(英文)
- エ)優良事例集(またはハンドブック、ガイドライン等)(英文)

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は、2020年2月に開始し、2021年3月に完了予定とする。現地派遣期間は、基礎調査と計画立案の指導のため1回、パイロット活動の開始時の指導とキックオフセミナーのため1回、パイロット活動の実施中の指導のため1回、並びにパイロット活動終了時の指導とラップアップセミナー開催のため1回、合計4回(7.50M/M)を想定。現地派遣期間の時期の設定について提案すること。

- (1) 国内準備期間:2020年1月 (5日間)
- (2) 第一回現地派遣期間:2020年2月~2020年3月

第二回現地派遣期間:2020年6月~2020年7月 第三回現地派遣期間:2020年10月~2020年11月 第四回現地派遣期間:2021年1月~2021年2月

(3) 帰国後整理期間:2021年2月末(5日間)

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1)業務量の目途

本業務量の目途は8.00M/M(国内0.50M/M、現地7.50M/M)とする。目安と異なる提案を行う場合はその理由をプロポーザルに明記すること。

(2)業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家(評価対象者2名)の配置を想定。専門家チームの組み合わせについては提案すること。

- a)業務主任者/調查·計画立案指導(3号)
- b)パイロット活動指導(3号)

3. 相手国の便宜供与

- (1) C/Pの配置
- (2) 事務所スペースの提供

4. 配布資料及び公開資料

【配布資料】

以下の資料をPDFで配布しますので、JICA農村開発部第一グループ第二チーム (Ishida. Mitsuhiro@jica. go. jp) まで連絡願います。

· 要請書(写)

【公開資料】

本案件に関連する実施された技術協力報告書

・ケニア国ブルーエコノミーにかかる情報収集・確認調査のファイナルレポートが公表されている。

(http://open_jicareport.jica.go.jp/340/340/340_407_12320321.html)

5. 現地での実施体制

(1) カウンターパート

農業・畜産・水産省長の責任のもと、担当業務に応じたカウンターパートが任命される。

(2) 合同調整委員会

合同調整委員会の設置は想定していない。

6. 業務用資機材

基本的に先方政府の提供する事務機器を使用する。ただし、パイロット活動で必要なコピー

機やプリンター等の事務用品、漁具や水産加工等業務遂行上必要な機材が有れば、別途JICAが 現地調達する。

7. その他

(1) コンサルタントは、現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAケニア事務所及び在ケニア日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、JICAケニア事務所及び在ケニア日本大使館などと常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

現時点で北部沿岸のラム郡は渡航禁止。沿岸域のいずれの群での活動・渡航も2週間前にJICAケニア事務所の承認が必要(JICA治安措置2019年6月17日付)。

(2)90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」 (http://www2. jica. go. jp/ja/odainfo/pdf/guidance. pdf) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

(3) 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、 国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上